

## 宮崎中央公園さくらまつり出店ルール

### 1 開催規則・出店規約の順守

宮崎中央公園さくらまつり開催規則、出店規約、並びに本出店ルールを順守して下さい。さくらまつり開催中であっても、規則、規約、ルールに違反した場合は、出店を取りやめていただく場合があります。

### 2 搬入・搬出について

申し込み時に申請した営業時間に合わせ、下記の時間内に終わらせてください。また、日本庭園周辺、メインモール周辺は一部規制がかかる可能性がありますので十分注意してください。

- ・搬入 午前8時30分～午前10時
- ・搬出 午後8時～午後9時30分

公園内を移動する場合は、公園利用者を優先し、ハザードランプを点灯させながら最徐行（時速20km以下）で走行してください。

公園内での事故について、主催者は一切の責任を負いませんので、ご自身の責任において対応してください。

### 3 駐車について

搬入後、すべての車両（キッチンカー除く）は近隣の有料駐車場などへ移動してください。宮崎中央公園駐車場には駐車しないでください。また、路上駐車（歩道を含む）は厳禁です。

### 4 区画について

割り当てられた区画（2m70cm×3m60cm）内で営業し、区画外に物を置かないでください。また、隣の区画との間隔は1mの距離を設けてください。但し、2区画以上を連続して出店する場合は、出店者が自由に使用しても構いません。

### 5 設備について

- ①テント・電源・照明・消火器などは、必要に応じて出店者で準備してください。
- ②テントを設置する場合は、風などで飛ばないようにウエイトを設置し安全対策を十分に講じてください。杭などを打ち込み固定することは禁止します。
- ③炭火焼・揚げ物などの調理をする場合は、炭や油の飛び跳ねなどで公園を汚損させないように十分な対策を講じてください。
- ④大音量で音楽などを流さないでください。

## 6 出店許可証の掲示

営業中は主催者が発行した {出店許可証} を見える場所に掲示してください。

## 7 ゴミの持ち帰り

営業に伴い発生したゴミは、各出店者が持ち帰って下さい。会場内にゴミステーションなどの設置は行いません。

## 8 後片付け

営業終了後は、後片付けを行い、撤収し忘れや、ゴミが残っていないか点検してください。なお、2日以上連続して出店する場合は、敷材等をその場に仮置きしても構いませんが、利用者への危険が無いよう、安全管理を十分に講じてください。

万が一、事件・事故等が発生した場合は、出店者が責任を持って対応してください。主催者は一切の責任を負いません。

## 9 保険について

販売したもので食中毒、事故等については、販売した出店者が責任を持って対応してください。予め PL 保険や賠償責任保険に加入するなどの対策を講じることをお勧めします。

## 10 クレームについて

利用者、出店者などからクレームが寄せられた場合は、速やかに改善をお願いします。また、クレームに対して改善が見られない場合は、出店をお断りしてもらいます。

## 11 その他

出店ルールは状況によって変更される場合があります。その場合は出店者にお知らせしますので、ご協力をお願いします。